

# 国民年金保険料の便利でお得な納め方

●問合先 土浦年金事務所 ☎029-824-7121 市役所国保年金課 年金G 内線105、106

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？ 納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が減ったり、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる恐れがあります（受給には一定の要件が必要）。もしもの時に後悔することがないように、保険料は納付期限までに納めましょう。

●納め方いろいろ 国民年金保険料 国民年金保険料はいろいろな納付方法が選べる上、割引制度があります。また、納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

## ○納付書（現金）で納付

毎月の保険料は翌月末日までに！

日本年金機構から送付される納付書で納めます。全国の銀行、郵便局、コンビニエンスストアなら夜間、土・日曜日、祝日などいつでも納めることができます。

## ○納付書（現金）で前納（一括払い）

前もってまとめて納めると保険料がお得！

その年度の1年度分（4月～翌年3月分）や6か月分（4月～9月分／10月～翌年3月分）などの保険料をまとめて前払い（前納）すると、保険料が割り引きされて、お得です。

納付書につづられている前納期間以外を希望する方は、年金事務所へご相談ください。

## ○口座振替で毎月納付 安心で便利！

早割「当月末日振替」なら月々50円割り引き！

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により早割「当月末日振替」にすると月々50円＝年間600円割り引きになります。

※初回のみ2か月（前月＋当月）分の振り替え

## ○口座振替で前納（一括払い）さらにお得です！

納付書（現金）で前納するよりお得

その年度の1年度分（4月～翌年3月分）または6か月分（4月～9月分／10月～翌年3月分）の保険料を口座振替でまとめて前納すると、納付書で前納するよりも割引額が多くなります。

手続方法	口座振替が開始されるまでに申し込み後2か月程度かかります。口座振替での前納を希望する方は、次の期限までに、「年金手帳または納付書、預金通帳、預金通帳届出印」を持参し、金融機関でお申し込みください。
	・1年前納（4月～翌年3月分） 平成25年2月末日まで
	・6か月前納（4月～9月分） 平成25年2月末日まで
	・6か月前納（10月～翌年3月分） 平成25年8月末日まで

## ○クレジットカードで納付

クレジットカード納付は、事前に申し込むことで、継続的にクレジット会社が立替納付を行うものです（クレジットカードを提示し、直接納付いただく方法ではありません）。市役所国保年金課または土浦年金事務所でお申し込みください（平成25年度前納の申込期限：2月末まで）。なお、クレジットカード納付では口座振替による早割は適用されません。また、6か月分・1年度分前納の割引額は現金納付と同じです。

## ○インターネットでらくらく納付

パソコンや携帯電話、Pay-easy（ペイジー）マークのついたATMからも納めることができます。詳しくは、ご利用の金融機関または日本年金機構ホームページでご確認ください。

## ●こんなときは？

Q 年度途中で就職して厚生年金等に加入した場合、前納した保険料はどうなるの？

A 厚生年金に加入した月以降の国民年金保険料は納める必要がありませんので、払い過ぎた保険料は戻ってきます。後日、年金事務所から還付請求書が送付されますので、必要事項を記入して返送すれば、あなたの指定した口座に振り込まれます（口座振替で引き落とし過ぎた保険料も同様）。

Q 保険料を納めなかった期間がありますが、今から納めることができますか？

A 国民年金保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。ただし、平成24年10月から平成27年9月までは、後納制度を利用して、過去10年分まで納めることができます（詳しくは年金事務所まで）。